

件名	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>次期給与システムの導入に伴い、会計年度任用職員の給与支給日について、令和5年11月分の給与から常勤の一般職員に合わせるための改正を行う。</p> <p>【改正条例】</p> <p>会計年度任用職員の給与等に関する条例</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給料（報酬）が月額で定められている職員 給与計算期間（毎月1日から末日）の当月に支給 ただし、超過勤務手当等の実績に応じて支給する手当は翌月に支給 ○給料（報酬）が日額又は時間額で定められている職員 給与計算期間（毎月1日から末日）の翌月に支給 	
施行日	令和5年11月1日 ただし、施行日前までを計算期間とする給与は、改正前の規定により支給する。
<p>【その他参考事項】</p>	